

# 名取市立増田中学校父母教師会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、名取市立増田中学校父母教師会と称し、事務所を増田中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め教養を高めるとともに学校・地域と協力し、生徒が健全に成長するための環境の整備等を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 特定の政党、宗教に偏した活動は行わない。
- (2) 生徒の福祉を増進するために活動する他団体及び機関と協力するが、支配・統制、干渉は受けない。
- (3) 学校教育振興のため意見、参考資料等を提供するが、教育行政及び教職員の私的問題には干渉しない。

## 第2章 組織及び事業

(会員)

第4条 本会は、増田中学校生徒の保護者及び同校教職員をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、会員の資質の向上及び教養を高めるための研修
- (2) 生徒の校外生活指導、及び学習奨励援助
- (3) 学校と家庭の連絡強化、及び地域社会との緊密な連携
- (4) 教育の環境及び施設の改善促進
- (5) 生徒の体育的及び文化的活動の奨励援助
- (6) 生徒の健康及び福祉の増進
- (7) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務長 1名(教職員)
- (4) 庶務 2名(正職員1名)
- (5) 会計 3名(正職員1名)
- (6) 専門部長 3名
- (7) 監事 2名

2 前項に規定する役員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 前条第1項に規定する役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を掌る。
- (4) 庶務は、事務長を補佐し、本会の事務を処理する。
- (5) 会計は、本会の予算に基づき会計を処理する。
- (6) 専門部長は、各専門部を代表し、その事業の運営に当たる。
- (7) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、庶務・会計(保護者)、専門部長及び監事は役員選考委員会の推薦により、総会において承認を受けるものとする。

2 事務長及び教職員の庶務・会計は、校長が推薦し会長が総会において委嘱する。

3 第1項の役員選考委員会に関する規定は、別に定める。

(役員任期)

第9条 第6条第1項の役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前6条第1項の役員が欠けたときは、会長は運営委員会に諮り、速やかに補充するものとする。

3 前項により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了といえども、後任者が決まるまでその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置く。

2 顧問は前会長とし、会長が総会に諮り委嘱するものとする。

3 参与は、校長とする。

4 顧問及び参与は、重要事項の諮問に応ずるとともに、必要に応じて本会の会議に出席し意見を述べるができる。

### 第3章 機関及び会議

(機関)

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会
- (5) 学年会
- (6) 地区会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長が毎年4月に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、または、会員の1/3以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 監査結果の承認に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) 役員承認に関する事項
- (6) その他本会の運営上重要な事項

3 総会は、会員の1/5以上の出席により成立する。

4 総会の議長は、出席者のうちから選出する。

5 総会の議事は、議事録を作成し、出席者2名の署名を受けなければならない。

6 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、第6条第1項の本部役員、学年委員長及び地区委員長をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。

2 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 専門部から提案された事業計画に関する事項
- (3) 総会に付議する議案の審議及び本会の運営に必要な事項
- (4) 特別委員会の設置、運営に関する事項

3 運営委員会は、構成委員である本部役員1/2以上、学年・地区委員長1/2以上の出席により成立するものとする。

4 学年・地区委員長が出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

5 運営委員会の議決は、運営委員である学年・地区委員長及び前項4の代理者の過半数の同意を必要とする。

6 運営委員会の議長は、会長が出席者のうちから選出する。

(役員会)

第14条 役員会は第6条第1項の本部役員で構成し、会長が必要に応じて開催する。

2 役員会は、本会の事業の立案及び執行について協議し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、監事の議決権はなきものとする。

(専門部会)

第15条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) 広報部
  - イ 会報の発行及び広報に関すること
  - ロ 教育の振興についての調査研究に関すること
- (2) 生活指導部
  - イ 生徒の校外生活指導及び交通安全に関すること
  - ロ 生徒の学習奨励及び福祉の増進に関すること
- (3) 環境部
  - イ 教育環境の向上に関すること
  - ロ 教育環境の改善、整備に関すること

2 専門部会に関する規程は、別に定める。

(学年会)

第16条 本会に、学年の活動を促進するため、次の学年会を置く。

- (1) 1学年
- (2) 2学年
- (3) 3学年

2 学年会は、学年活動に必要な事項を協議し、学年委員がその任に当たる。

3 学年会に関する規程は、別に定める。

(地区会)

第17条 本会に、地区の活動を促進するため、次の地区会を置く。

- (1) 下増田1
- (2) 下増田2
- (3) 飯野坂
- (4) 本町
- (5) 北町
- (6) 上余田
- (7) 田高町東
- (8) 田高町西
- (9) 田高
- (10) 下余田
- (11) 村区

2 地区会は、地区活動に必要な事項を協議し、地区委員がその任に当たる。

3 地区会に関する規程は、別に定める

## 第4章 会 計

(会計の設置)

第18条 本会の会計のほか、第5条第5項及び第6項の事業推進のために、生徒活動奨励会計（以下「奨励会計」という）を別に設けるものとする。

2 奨励会計に関する規程は、別に定める。

(会費等)

第19条 本会の会費（奨励会計を除く）は、一会員当たり年額3,300円とする。

2 奨励会計の運営に当たり、一保護者会員年額2,500円とする。

3 本会の会計及び奨励会計の経費は、前1・2項に規定する会費等のほか、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等の減免)

第20条 会長は、会員に特別の事情があるときは、前条第1項及び第2項に規定する会費等について、役員会に諮り減免することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(予算の補正)

第22条 会長は、必要と認めた場合は、運営委員会に諮り予算の補正をすることができる。

(監 査)

第23条 監事は、年2回の監査を行わなければならない。

## 第5章 その他

(慶弔及び表彰)

第24条 本会の会員の慶弔に際しては、その意を表すため、別に慶弔に関する規程を定める。

2 本会の会員の表彰に関しては、その業績をたたえるため、別に表彰に関する規程を定める。

(旅 費)

第25条 本会の会員が本会を代表して名取市外の各種研修・会議に参加する場合、別に旅費に関する規程を定める。

(実施細則)

第26条 本会の運営上必要な実施規程は、会長が運営委員会に諮り、別に定めることができる。

附 則 (改正) この会則は、昭和39年4月22日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和45年4月29日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和48年4月22日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和49年4月21日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和50年4月20日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和52年4月17日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和53年4月20日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和54年4月22日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和56年4月26日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和57年4月18日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、昭和59年4月21日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、平成12年4月15日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、平成21年4月18日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、平成29年4月22日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、平成30年4月21日から施行する。

附 則 (改正) この会則は、令和 5年4月21日から施行する。

## 役員選考委員会に関する規程

第1条 この規程は本会の正常な発展を期し、公正にして適正かつ民主的な手続きにより、会則第8条第1項に規定する役員を選出するため、同条第3項に基づき役員選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、次により推薦された者「以下「候補者」という）を第1条に規定する役員の対象とする。

(1) 会則第17条第1項に規定する各地区から推薦された者、各地区1名

(2) 役員会から推薦された者、2名

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学年会代表 各学年委員長

(2) 地区会代表 各地区委員長

(3) 役員会代表 1名

(4) 教職員代表1名

2 前項第1号及び第2号に規定するものが候補者となった場合は、当該副委員長がこれに代わって委員になるものとする。

第4条 委員会に前条の委員の互選により、正副委員長及び書記を置く。

2 委員長は、委員会の円滑な運営に当たるとともに、委員会を代表し選出の結果を総会に報告しなければならない。

3 書記は、委員会の会務を処理する。

4 顧問は、必要あるときは諮問に応ずるものとする。

第5条 委員会の任務は、選出の結果を総会で承認されたときをもって終了する。

第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

### 専門部会に関する規程

第1条 この規程は、会則第15条第2項の規定に基づき、本会の専門部の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 専門部会は、会則第15条第1項各号の事業遂行のため、総会、運営委員会及び役員会において議決された事項の執行を分担する。

第3条 専門部会は、専門部長、地区会より選出された委員及び校長から選任された教職員をもって構成する。

2 専門部会は、専門部長が必要に応じて開催する。

第4条 専門部会は、前条第1項の委員の互選により、副部長1名及び会計1名を選出する。

第5条 専門部会の活動費は、本会の専門部費をもって充てる。

第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則（改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

### 学年会に関する規程

第1条 この規程は、会則第16条第3項の規定に基づき、本会の学年会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 学年会は、学年の会員をもって構成する。

2 学年委員会は、学級ごとに選出される若干名の学級委員及び当該学年の教職員をもって構成する。

第3条 学年委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 会計 1名

2 前条第2項に規定する学年委員会の委員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

第4条 学年会の会議は、学年総会、学年委員会及び学級会とする。

第5条 委員長は、必要に応じて学年総会及び学年委員会を開催する。

2 学級委員は、必要に応じて学級会を開催する。

第6条 学年会の活動費は、本会の活動費及び学年会会員の拠出する経費をもって充てる。

第7条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。

### 地区会に関する規程

第1条 この規程は、会則第17条第3項の規定に基づき、本会の地区会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 地区委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1～2名 (3) 会計 1名 (4) 専門部委員 各1名  
(5) 監事 1～2名

2 前項に規定する地区委員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

第3条 地区会の会議は、地区総会、地区役員会とする。

第4条 地区総会は、地区の会員をもって構成し、年度末に委員長が開催するものとする。

第5条 地区役員会は、地区会運営の基本的事項について協議するものとする。

第6条 地区会の活動費は、地区会費、本会からの助成金及びその他の収入をもって充てる。

第7条 その他定めのない事項については、本会会則を準用し地区役員会で協議して、これを決定することができる。

2 地区会は、地区の運営に関する事項について、別に規程を定めることができる。

第8条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。

### 慶弔に関する規程

第1条 この規程は、会則第24条第1項の規定に基づき、本会の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程の適用資格は、会則第4条の会員とする。

第3条 この規程の運用は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 会員がPTA活動によって榮譽を受けたと認めるときは、記念品を贈るものとする。
- (2) 会員が死亡したときは、5,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (3) 会員の在校生徒が死亡したときは、5,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (4) 会員が本会の事業中の災害により死亡したときは、20,000円の弔慰金と弔電を、負傷したときは、3,000円の見舞金を贈るものとする。
- (5) 教職員の配偶者若しくは一親等親族または同居家族が死亡したときは、3,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (6) 会員及び在校生徒が、本会のために特に功績があったときは、記念品を贈るものとする。

2 前項に対する返礼は受けないものとする。

3 会員は、第1項に該当する事実の発生を知った場合は、速やかに事務長に連絡するものとし、事務長は、執行の旨を役員会に報告するものとする。ただし、第1項第7号に該当する場合は、役員会の承認を得たうえで執行できるものとする。

第4条 第2条で定める会員のほか、特に本会と関係のあるものに対する慶弔の必要が生じた場合は、役員会の承認を得たうえで執行できるものとする。

第5条 この規程の運用上特に必要が生じた場合は、役員会の承認を得たうえ変更して、これを執行できるものとする。

第6条 この規程に関する経費は、本会の予算から支出するものとする。

第7条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

### 表彰に関する規程

第1条 この規程は、会則第24条第2項の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定に基づく表彰は、次の各号に該当する場合とし、運営委員会の承認を得て会長が承認する。

- (1) 会員として本会の運営発展に特に功労があり、他の会員の模範となるもの
- (2) 本会の役員として、本会の発展に功労があったもの
- (3) その他本会の運営に対して、特に寄与したもの

第3条 表彰は総会において行い、表彰状を贈るとともに表彰者名簿に登載し、永くその榮譽をたたえるものとする。

第4条 この規程に関する経費は、本会の予算から支出するものとする。

第5条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成21年4月18日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成31年4月20日から施行する。

### 旅費に関する規程

第1条 この規程は、会則第25条の規定に基づき、本会の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 経済産業省・資源エネルギー庁に掲載される、最新の宮城県の揮発油（レギュラーガソリン）単価に基づき、下記の通り支給を行う。

（走行距離/10km）×揮発油単価（1円未満端数切り上げ）

2 日当として、1,000円を支給する。

第3条 運営委員会に諮り、改廃できる。

附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月19日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月22日から施行する。

### 生徒活動奨励会計に関する規程

第1条 この規程は、会則第18条第2項の規程に基づき、生徒活動奨励会計（以下「奨励会計」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 奨励会計の予算措置は、学校及び父母教師会が協議のうえ、行うものとする。

第3条 会長は急を要する支出の事態が生じたときは、速やかに運営委員会に諮るものとする。

第4条 前条の「急を要する支出」とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 部活動の各種大会、及びコンクールにおいて、県大会以上の大会に出場する際の出場者の交通費、宿泊費等

- (2) 前号の場合における必要不可欠の備品、器具等の購入費
- (3) 前2号のほか、特に支出が必要であると認められるもの
- 2 前項の支出は、他からの助成等がある場合においては、その金額を除いた額を対象とする。
- 3 前2項の支出にあたっては、運営委員会でその支出の可否について協議し、承認を得たうえ執行するものとする。

第5条 その他この規程に定めのない事項及び運用上必要な事項については、会則を準用するものとする。

第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

- 附 則
- 1 この規程は、平成12年4月15日から施行する。
  - 2 増田中学校部活動援助基金運営規程は廃止する。

